刈払機使用上の注意

刈払機を使用するうえで最低限守るべき事項を記しています。 さらに詳しく確認をされたい方は下記サイト等を参考にして下さい。

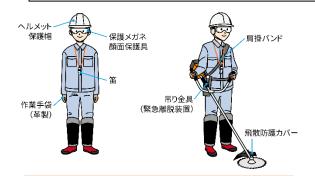
林業・木材製造労働災害防止協会

https://goo.gl/XSQon5

作業別安全作業方法 (見本例) 刈払機作業の安全

全国推進協議会 https://goo.gl/FGh1MQ https://goo.gl/ym6oku

森づくり安全技術・技能全国推進協議会 独立行政法人国民生活センター



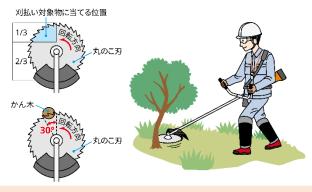
肌を露出しない服装

刈払機を使用する際の最低限の安全装備です。 必ず目や手を保護具で守りましょう。

一つでも不足していれば、作業を延期すること も考えましょう。



飛散物防護力バーを装着し、安全に作業しましょう。



必ず軸線より左側 1/3 の部分の刃を使って刈払います。 かん木などを切る場合はさらに狭い範囲を使用して刈り ます。



誤って軸線より右側の刃等に固いものがあたると、非常 に強い力が瞬時に刈払機にかかり、コントロールできま せん(キックバック)。

人がいると命にかかわる事故にもなりかねません。



キックバックによって刈払機の刃があたる恐れ、また、 飛び石等による怪我の恐れがあるため、刈払作業中は、 作業者から 10m以内を危険区域とし、この区域内に他 の作業者が立ち入らないようにします。



登山道沿いで作業をするときは、見張りをたて、ハイカーの接近に注意を配ります。接近した場合には笛などを使い (声では作業者が聞こえない恐れがあります)、いったん作業を停止します(刃を回転させない)。

業を停止します (刃を回転させない)。 特に六甲山系では、子供連れや自転車も多く、作業者が気付かないうちに接近しているおそれがあります。